

別表2

変更届出書に表に掲げる図書を添付したものを**1部**提出してください。

※お控えが必要な場合は、必要な部数を別途ご用意ください。

【届出期限について】

変更内容	提出期限
12条5号以外の変更 (商号、代表者、受入基準等の変更)	変更があった日から30日以内
12条5号の変更 (再生材又は再生資材の需要先の変更)	変更があった日から6か月以内

【添付図書について】

変更内容	添付図書名	備考
各号共通	登録事項変更届出書	第4号様式を使用してください。
	委任状	代理者が提出する場合のみ添付してください。
12条1号	定款又は寄付行為の写し 商業・法人登記事項証明書	定款又は寄付行為の写しについては変更がない場合、添付は不要です。
12条2号	再資源化施設に関する図面等のうち変更があるもの	再資源化施設に関する図面等については別表1(9)参照。
12条3号	技術管理者及び産業廃棄物処理責任者の名簿	
12条4号	木くずの受入基準 等	連絡先が記載されている図書で、変更があったもののみ添付してください。 申請書に記載の連絡先のみ変更する場合は変更届のみ提出してください。
12条5号	木くずの再生材又は再生資材の需要先となる事業所との受入に係る契約書の写し	需要先が減る場合、添付は不要です。
12条6号	木くずの受入基準	
12条7号	第4条第2号に係る許可証等の写し	
12条8号	第4条第3号に係る許可証等の写し	